

歩行者通行量調査デジタル化業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、静岡市中心市街地活性化計画をはじめとした行政計画等における成果指標として活用されている歩行者通行量について、調査手法をデジタル化することにより、高精度且つ多面的で日常的に情報収集を可能にすると共に、事務の効率化及びコストの削減を図ることを目的に、歩行者通行量のデジタル化の環境整備等を実施する。

2 業務の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 業務名 | 歩行者通行量調査デジタル化業務 |
| (2) 業務内容 | 資料1「業務委託仕様書(案)及び企画提案に関する詳細について」(以下「仕様書」という。)のとおりに
※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。
※上限額を超えた者は失格とする。 |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (4) 契約上限金額 | 5,000,000円(消費税額及び地方消費税額10%を含む) |
| (5) 支払方法 | 業務完了後の一括払いとし、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし、中心市街地活性化協議会(以下「協議会」)が認めるときは委託料を前払金とすることができる。 |

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行(徴収)日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。
- (3) 直近3年以内に、仕様書に関する類似事業の実績を有すること。
- (4) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和7年6月10日(火)	静岡市HPにて公開
質問受付期間	令和7年6月10日(火) ～令和7年6月16日(月) 正午まで	質問票【様式5】を提出 ※詳細は「5」に記載のとおり
質問に対する回答	令和7年6月23日(月) 午後5時まで	静岡市HPにて掲載
企画提案書の提出 (提出書類一式)	<u>令和7年7月10日(木)</u> <u>午後5時まで(必着)</u>	専用フォームから提出 ※詳細は「6」記載のとおり
書類選考(1次選考) 審査結果の通知 (実施した場合)	令和7年7月24日(木) 午後5時まで	応募者が5者に満たない場合は、書類選考を行わない ※詳細は「8(1)」に記載のとおり
プレゼンテーション (2次選考)の開催通知	<u>令和7年7月25日(金)以降</u>	
プレゼンテーション (2次選考)	令和7年7月31日(木)	詳細は「9」記載のとおり
プレゼンテーション (2次選考) 審査結果の通知	令和7年8月4日(月)以降	プレゼンテーション(2次選考)の参加者全てに通知します。

以下、業者選定後のスケジュール(予定)

見積執行・契約	令和7年8月上旬	
設置場所の事前調査、設置先との協議調整、許可申請等	令和7年8月中旬～	
カメラの設置工事	令和7年11月29日(土)までに完了(目安)	設置先との協議調整や工事に時間を要するものに関しては令和7年度内に設置完了するものとする。
歩行者通行量の計測	設置以降順次開始	

※審査内容や不採択理由等についての問合せには回答しない。

※審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続きを行う。

5 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は「質問票」【様式5】に記載の上、以下 URL から提出すること。電話及びファックスでの提出は受け付けない。

<URL><https://logoform.jp/form/79j2/1042797>

(1) 受付期間

令和7年6月10日（火）から令和7年6月16日（月）正午まで

(2) 回答方法

令和7年6月23日（月）午後5時までに市ホームページに掲載する。

6 提出書類等

次の①～⑧の書類を以下 URL から提出すること。郵送または電子メール等での提出は受け付けない。

<URL><https://logoform.jp/form/79j2/1042849>

- ① プロポーザル参加申請書【様式1】
- ② 会社概要書【様式2】
- ③ 業務実績報告書【様式3】
- ④ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】
- ⑤ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ⑥ 貸借対照表、損益計算書（直近1年分）
- ⑦ 企画提案書
- ⑧ 見積書

※ 見積上限額 5,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）を超えないこと。

※ 見積金額は税込みで記載のこと。内訳を記載し、代表者印を押印すること。

7 企画提案書について

次の事項に留意して企画提案書を作成すること。

(1) 書式等

- ① スライドサイズはA4とし、スライドの向きは横とする。
- ② データ形式は.pdf または.pptx とすること。
- ③ 企画提案書のページ数に制限はないが、ヒアリング審査での説明時間（15分以内）で説明できるよう簡潔な内容とすること。
- ④ 企画提案書はテキスト及び画像で構成すること。なお、ヒアリング審査において、

企画提案書の内容を補完するために動画や操作デモを使用することを認めるが、資料提出段階においては、該当ページはテキスト及び画面キャプチャ等で示し、主旨が分かるようにすること。

(2) 記載項目

企画提案書へ記載すべき事項は、資料1「仕様書（案）及び企画提案に関する詳細について」の内容を十分に踏まえ、以下①～⑪の内容を中心に記載してください。

なお、記載に当たっては、「審査基準（別紙②）」記載の「評価項目」に沿って提案書に記載すること。

- ① 類似業務の実績について
- ② 設置可能なカメラの台数かつ計測地点数（計測ラインの数等）について（※1）
- ③ カメラの設置を想定する場所の位置図（※2）
- ④ 設置するカメラで取得可能な属性等（例：性別、年代別）の情報について
- ⑤ 設置するカメラの計測精度について（歩行者通行量のほか、取得可能な属性の精度についても記載してください。）
- ⑥ 計測可能時間について
- ⑦ 取得データの公開方法について
- ⑧ 個人情報の保護やセキュリティ対策について
- ⑨ 保守運用業務の実施体制について
- ⑩ 本業務で設置する機器の保証について
- ⑪ 自社の経営状況について

（※1）計測の範囲は現在の歩行者通行量調査と同程度に中心市街地を俯瞰して把握することができることを想定している。現手法と同じ地点数（静岡地区 77 地点、清水地区 17 地点）のカメラ台数を設置することは想定していないため、設置できるカメラ台数（計測ライン数）を企画提案書に示し中心市街地を俯瞰して把握するに十分である理由をご記載ください。

（※2）カメラの位置図は現時点で設置を想定する箇所を提案してください。実際の設置箇所及び計測ラインの設定については、契約締結後に両者協議及び建物所有者等との調整の上、決定するものとする。

(3) その他留意事項

- ① 専門用語には注釈をつける等、わかりやすい表現で記載すること。
- ② 企画提案書の提出は、**1者につき1提案**とすること。

8 書類選考（1次選考）

（1）実施方法等

- ① プロポーザル参加者が5者以上の場合は書類選考（1次選考）を実施し、書類選考を通過した提案者についてのみプレゼンテーション（2次選考）を実施する。
なお、プロポーザル参加者が4者以下の場合は書類選考を省略し、プレゼンテーション（2次選考）のみ実施する。
- ② 提出された企画提案書等の書類について、「歩行者通行量調査デジタル化業務 1次審査基準（別紙①）」に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数の上位4者を2次選考の対象とする。
- ③ この採点結果は、書類選考（1次選考）のみで使用し、プレゼンテーション（2次選考）では使用しない。
- ④ 書類選考の実施結果等については、令和7年7月24日（木）午後5時までに通知する。

（2）評価者

中心市街地活性化協議会が設置する歩行者通行量調査デジタル化業務審査会における審査員を評価者とする。

9 プレゼンテーション（2次選考）

（1）開催日時・場所

- ① 日時 令和7年7月31日（木）（詳細な時間及び場所は別途通知します。）
- ② 場所 静岡商工会議所 会議室（静岡市葵区黒金町20番地の8）

（2）実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりとする。
ア 準備：5分
イ 説明：15分
ウ 質疑応答：10分
- ② 提案者は、審査会の審査員に対して企画提案書のプレゼンテーションを行う。
- ③ プレゼンテーションの参加者は、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行い、2名程度とする。
- ④ オンラインでの説明も可能とする。
- ⑤ 提出期限までに提出された「企画提案書」を用いての提案説明とする。モニター、HDMI ケーブル及びパワーポイント投影用のパソコンは協議会で用意するが、持参したパソコン（HDMI 端子附属）の使用も可とする。
- ⑥ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開

とする。

(3) 評価者

中心市街地活性化協議会が設置する歩行者通行量調査デジタル化業務審査会における審査員とする。

(4) 企画提案の評価

企画提案の評価はプレゼンテーションにより以下の手順で行う。プロポーザル審査基準の審査項目を参考にして、プレゼンテーションを行うこと。

- ① 審査は添付の「歩行者通行量調査デジタル化業務 2次審査基準（別紙②）」に基づき、評価項目ごとに1～5の5段階で採点し、その合計点が最も高い事業者を本委託業務の契約予定者として選定する。

なお、最高得点が複数存在した場合は、審査項目ごとの順位付けで1位の評価を多く受けた者を選定する。1位の評価を受けた数が同じだった場合は、見積金額の低い者を選定する。

- ② 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員すべての採点の合計点数が7割未満の場合は、本業務の契約候補者として選定しない。

(5) 審査結果

- ① 審査結果の通知

令和7年8月4日（月）以降に、参加者全員に対して電子メールにて通知する。公表項目は、原則として提案者の順位、点数を対象とする。なお、会社名は非公表とする。

- ② 審査結果の公表

審査結果の内容について、静岡市HP等で公表する。

(6) その他留意事項

今回の審査員以外の中心市街地活性化協議会員については、オブザーバーとしてプレゼンテーションに参加することを認める。

10 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 書類の提出期限を超過した場合
- (2) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (3) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合。
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (5) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

11 契約手続き等

選定結果の通知後、候補者と速やかに契約内容について調整後、見積執行を行い、随意契約の手続きを行う。

12 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しない。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、貴社の負担とする。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成のため本市から入手した資料等はある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について協議会は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例(平成15年4月1日条例第4号)第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地域を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

13 問合せ先

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所清水庁舎5階

静岡市中心市街地活性化協議会

(静岡市 経済局 商工部 商業労政課 商業・まちなか活性化係)

担当：藤原、松本

電話：054-354-2306

FAX：054-354-2132

E-mail：shogyo@city.shizuoka.lg.jp

別紙①

1 次選考（書面選考） 審査基準

審査項目		配点	倍数	点数
①設置可能台数	カメラをより多く設置できるなど、中心市街地（静岡地区、清水地区）の歩行者通行量を俯瞰して把握することが可能か。	5 点	× 3	15 点
②計測精度	歩行者通行量の計測精度が高く、行政や商店街、民間事業者の施策検討に活用することが可能か。	5 点	× 3	15 点
③計測可能時間	計測期間内における計測可能時間が長時間に亘っているか。	5 点	× 3	15 点
④データの公開方法	誰でもわかりやすく、データ分析や活用が図られやすい公開手法とすることができるか。	5 点	× 3	15 点
⑤保守運用	日常の保守点検や異常・不具合発生時の対応体制が十分であるか。	5 点	× 1	5 点
合計				65 点

別紙②

2次選考（プレゼンテーション） 審査基準

審査項目		配点	倍数	点数
①類似業務の実績	類似業務の実績があり、業務を適切かつ着実に遂行できる見込みがあるか。	5 点	×2	10 点
②設置可能台数	カメラをより多く設置できるなど、中心市街地（静岡地区、清水地区）の歩行者通行量を俯瞰して把握することが可能か。	5 点	×3	15 点
③取得可能なデータ	歩行者者通行量に加え、より多くの属性や情報を取得することが可能か。	5 点	×1	5 点
④計測精度	歩行者通行量の計測精度が高く、行政や商店街、民間事業者の施策検討に活用することが可能か。	5 点	×3	15 点
⑤計測可能時間	計測期間内における計測可能時間が長時間に亘っているか。	5 点	×3	15 点
⑥データの公開方法	誰でもわかりやすく、データ分析や活用が図られやすい公開手法とすることができるか。	5 点	×3	15 点
⑦セキュリティ	盗難や外部からのアクセスにより、個人情報や外部に流出することが無いよう、個人情報の保護に配慮された設計となっているか。	5 点	×2	10 点
⑧保守運用	日常の保守点検や異常・不具合発生時の対応体制が十分であるか。	5 点	×1	5 点
⑨保証	保証範囲や保証期間が5年以上に設定されている等、機器に不具合が発生した際の保証内容が十分であるか。	5 点	×2	10 点
⑩経営状況	事業者の経営状況が良好であるか。	5 点	×2	10 点
合計				110 点